

提 案 書

平成19年9月5日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

郵便番号 390-8520

(ふりがな) ながのけんまつもとしほんじょう
住所 長野県松本市本庄1-13-5

(ふりがな) ながのえふえむほうそうかぶしがいしゃ
氏名 長野エフエム放送株式会社

代表取締役社長 きたやま たつお 北山 龍夫

電話番号

電子メールアドレス

連絡窓口

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

1 制度分野

(1)災害情報、生活情報、地域文化、経済情報など、地域で必要とされる情報を提供すべきであり、放送対象地域は県域を原則とするべきではないかと考えます。

(2)放送免許に関しては、地上系放送と同じく、ハード、ソフト一体とすべきと考えます。

(3)マルチメディア放送の定義において、「音声」、「図形」、「映像」などの表現形態で定義することなく、免許された帯域の範囲で自由な表現形態による放送の実現が可能となるよう制度の整備をすべきであると考えます。

(4)携帯端末向けマルチメディア放送とは、まさしく ISDB-TSB を用いた方式であり、本方式に一本化するべきであると考えます。このためにも既存ラジオ事業者を優先するよう検討願います。

2 技術分野

(1)携帯端末向けマルチメディア放送にふさわしい方式は、多彩なサービスを可能とする十分な伝送容量があり、また消費電力、実装技術の面で問題なく携帯端末を実現することができ、さらに地域性を十分に反映した県域を原則とする周波数割り当てが可能であることから、ISDB-TSB の 3 セグメント方式が最も適しています。このため、ISDB-TSB 方式を基本とする放送サービスに一本化するべきと考えます。

(2)周波数割り当てについては、アンテナ、周辺部品の小型化が可能なVHFハイバンドの割り当てが適切と考えます。

3 ビジネスモデル分野

(1)コンテンツ面では現在DRPにて実用化試験放送として実施している3セグメントマルチメディア放送で、映像、音声、データのリアルタイム配信に加え、放送波ダウンロードによるマルチメディアコンテンツの配信、カーナビに対する地図配信、地域情報などを行っています。制度分野でも提案しましたが、自由な表現形態による放送の実現が可能となる制度の整備が必要であると考えます。

(2)収益モデルとしては、広告収入、有料コンテンツによる課金収入、受信端末からのライセンス収入を考えています。

4 その他

特にありません。

以上